盛岡広域振興局長告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月8日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1(1) 路線名 盛岡環状線
 - (2) 供用開始の区間 盛岡市猪去米倉34番1地先から22番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年2月8日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで
- 2(1) 路線名 盛岡大迫東和線
 - (2) 供用開始の区間 盛岡市砂子沢毛無森国有林529林班い小班地先からろ小班地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年2月8日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで
- 3(1) 路線名 紫波インター線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 紫波郡紫波町北日詰字白旗33番7地先から31番3地先まで
 - イ 紫波郡紫波町桜町字浦田18番1地先から58番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年2月8日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月8日から同年3月8日まで